

情報通信の高度化は、現在の世界の大きな潮流の一つであり、その潮流に適切に対応することが21世紀の経済社会の発展を切り拓くために不可欠である。情報通信の高度化は、新たな産業や雇用を創出し、豊かで活力ある経済社会の実現に寄与するものと期待されることから、「高度情報通信社会」の早期構築を目指す必要がある。

(4) 社会資本整備の推進

社会資本は、快適な生活環境の形成、安全で安心できる生活の確保、新しい日本経済の発展基盤の構築といった観点から経済社会発展の基礎となるものであり、その整備の推進を図る必要がある。

5. 行財政改革の推進等

上で見た潮流変化や課題に適切に対応し、構造改革を推進していくに当たっては、公的部門自らも改革を進めなければならない。このため、変化への対応力に富み、簡素で効率的な行政を確立すべく、行政改革を引き続き推進する必要がある。また、財政の対応力を回復するため、財政改革を一層強力に推進していく必要がある。

以下では、上で述べた5つの基本的方向に沿って、具体的施策を整理する。

第2部 重点課題への対応

第4章 自由で活力ある経済社会の創造

自由で活力があり、内外に開かれた経済社会を創造するためには、自由な企業と個人のイニシアティブをいかし、市場経済の活力を十分に発揮できるようにしていくことが重要である。まず、競争阻害的な規制や商慣行を是正すること等により、日本経済の高コスト構造を是正し、産業の活性化を促進することが必要である。また、産業活動の自由度を拡大し、産業の活性化を促す観点から、企業を取り巻く法・制度等について見直しを行うとともに、個人や企業の自由な発想をいかした新規事業への円滑な資金供給を図る。経済構造の変革過程において、失業が増大しないように、雇用機会の創出を図るとともに、円滑な労働移動を実現するため、参入しやすく転出しやすい労働市場を整備する。さらに、金融システムの安定性確保に努めると同時に、金融の自由化・国際化を進め、金融機関等の創意工夫を十分引き出し得るような環境を作ることが必要である。加えて、活力ある地域経済を創出し、地方分権を一層進め、地域や住民の自由なイニシアティブによって、個性ある地域経済を発展させることが重要である。

第1節 高コスト構造是正・活性化の促進

1. 規制緩和と政策の推進

規制緩和は、競争を活発化させ、日本経済の高コスト構造を是正し、企業の自由な創意工夫を引き出すことによって、新規事業を創出するものである。また規制緩和は、市場アクセスを改善し、我が国経済を国際的に調和のとれたものにする上でも有効である。

規制については、従来の経緯にとらわれることなく、廃止を含め抜本的に見直すべきである。経済的規制については、原則自由・例外規制を基本とする。社会的規制については、技術革新等の進展に伴い、その意義、必要性が薄れてきたものもあるので、不断に見直しを進め、本来の政策目的に沿った必要最小限のものとするを基本的な考え方とする。このため、3年間に前倒しされた規制緩和推進計画を着実に実施するとともに、透明性を確保しつつ、内外からの意見・要望、行政改革委員会の監視結

果等を踏まえ、定期的にその見直しを行い、改定する。規制の新設は必要最小限にすることを基本方針とし、原則として当該規制を一定期間経過後に見直すこととする。地方公共団体においても、国・地方を通ずる規制緩和の推進の観点から、規制の見直しを進めることが重要である。また今後、規制緩和を推進する中で、企業と消費者の自己責任原則を確立することが重要であり、そのためにも、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、民間の経済活動に関しても透明性を向上させるため、行政と企業においてより一層の情報公開を進める必要がある。

2. 競争政策の積極的展開

公正かつ自由な競争を一層促進することにより、日本市場をより競争的かつ開かれたものとするとの観点から、規制緩和とともに競争政策の積極的展開を図る。このため、独占禁止法を厳正・的確に運用する。さらに、競争政策の国際的調和の推進を図ることが重要である。

個別法による独占禁止法の適用除外カルテル等制度(28法律、47制度)については、平成10年度末までに原則廃止する観点から見直しを行い、平成7年度末までに具体的結論を得る。また、その他の適用除外カルテル等制度についても、引き続き、必要な検討を行う。

再販売価格維持制度については、これまでの指定品目の範囲の縮小後の状況等の調査を行い、平成9年度末までにすべての指定品目(一般用医薬品14品目、小売価格が1030円以下の化粧品14品目)について、取消しのための所要の手段の実施を図る。医薬品については、現行指定品目に関し、上記調査を行い、調査の結果を踏まえ、平成8年度中に指定取消しのための手段を実施する。また、再販適用除外が認められている著作物について、平成9年度末までにその範囲の限定・明確化を図る。

3. 高コスト構造是正・活性化のための行動計画

我が国経済の活性化及び国民生活の豊かさを実現するためには、高コスト構造を是正し、産業の活性化を促進することが焦眉の課題となっている。そのため、高コスト構造是正・活性化のための行動計画を策定した(別紙参照)。

本行動計画は、生産・消費等の活動において、共通のコスト構成要因であること、国民の関心が高いことなどの観点から、10分野(物流、エネルギー、流通、電気通信、金融サービス、旅客運送サービス、農業生産、基準・認証・輸入手続等、公共工事、

住宅建設)について、コスト削減・活性化に資する目標を設定するとともに、目標達成のために、規制緩和、競争政策の積極的展開を図ることはもとより、商慣行の是正、インフラの整備、情報公開・ディスクロージャーの充実等の観点から、コスト削減・活性化に資する政策を示し、可能な限りその実施時期を明示した。

なお、目標期間は、原則として平成12年度(2000年度)までとするが、流動的な内外経済情勢の下で本行動計画の実効性ある推進を図るため、指標等を用い、毎年、実施状況等を点検する。

第2節 新規事業展開と既存産業再構築への支援

我が国産業の革新的な展開を図り、「自由で活力がある経済社会」を創造するためには、規制緩和等の推進により、高コスト構造による経済の歪みを是正するとともに、独創的で幅広い産業のフロンティアを開拓する環境を整備することが必要である。

このため、規制緩和と競争政策の積極的な展開を図り、企業を取り巻く法・制度の見直し、法人課税についての幅広い観点からの検討、輸入・対内直接投資の促進、国際的な交流機能の強化の推進を行うとともに、ベンチャー企業等への資金供給の円滑化を図る。また、企業レベルの新商品開発等による事業革新の円滑化を支援するとともに、中小企業は、新たな産業やビジネスの形態を生み出していく母体であることから、中小企業に対しては創造的事業活動に対する支援の充実を図る。さらに、新規産業創出等のための発展基盤の整備として人材育成、科学技術の創造、情報通信の高度化を図る。

1. ダイナミックな企業活動を促すための環境整備

(1) 法・制度の見直し

企業組織関連法・制度については、商法における

- ① 合併手続の簡素化
- ② 会社分割規定の整備

独占禁止法における

- ③ 合併・営業譲受等の届出制度
- ④ 株式保有の報告制度
- ⑤ 役員兼任の届出制度

について、制度の趣旨・目的、企業の負担軽減、国際的整合性の確保等の観点から、

見直しを図る。

また、持株会社規制については、事業支配力の過度の集中を防止するとの趣旨等を踏まえつつ、事業者の活動をより活発にする等の観点から具体的検討を行う。

(2) 法人課税のあり方

法人課税については、公正・中立を基本とし、我が国経済の国際化の進展、産業構造の変化等を踏まえ、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといった基本的方向に沿って、我が国の税体系に占める法人所得課税の地位に留意しつつ、幅広い観点から検討を行う。

(3) 輸入・対内直接投資の促進

輸入の促進や対内直接投資の拡大により競争を促進させる観点から、市場開放措置や輸入促進地域、輸入関連インフラ等の整備、税制、金融上の措置等の輸入促進支援策を実施するとともに、我が国の高地価等の対内直接投資阻害要因や、競争制限的な慣行等の輸入阻害要因の是正に努める。また、対内直接投資を行う外国企業等に対し、事業展開の円滑化等を目的とした税制、金融等における政策的支援等を行う。

(4) 国際的な交流機能の強化

ダイナミックな企業活動が国際的に展開されていくためには、我が国に人、物、情報等の国際交流拠点形成されていることが重要である。そのため、社会資本整備を通じた空港及び港湾の国際的な交流拠点機能の強化並びに情報通信インフラの整備拡充を推進する。

2. ベンチャー企業等への資金供給の円滑化

担保力・信用力は不足しているが、研究開発力等を有する将来有望なベンチャー企業等に対する資金供給をより一層円滑化するため、以下の施策を推進する。

(1) ベンチャー・キャピタルの機能強化

ベンチャー・キャピタルがより有効にその機能を発揮し、創業・立ち上がり期にあるベンチャー企業への投資が強化されるよう、資金源の拡充等により多様な資金を導入することを通じて、ベンチャー・キャピタル自身の財務面での基盤強化を図る。また、ベンチャー・キャピタルが大学・研究所等との間で情報や技術の交流を行う体制を構築することにより、情報提供等を通じたベンチャー企業への支援体制の充実を図る。

(2) 公的支援制度の活用

創業・発展期のベンチャー企業や新分野に進出する中小企業への資金供給を円滑に進めるため、これらの企業に対する公的な支援制度を着実に実施するとともに、ベンチャー企業等の多様なニーズの把握に努める。また、これらの制度に関する情報提供等を一層促進し、より利用しやすくする。

(3) 資本市場を通じた資金調達円滑化

ベンチャー企業等の資金調達需要にこたえる観点から、一定の要件を満たす新規事業を実施する企業を対象に店頭特別市場が開設され、さらに同市場の株式公開制度等について所要の整備が図られたところであり、今後においても株式市場を通じた資金調達の円滑化が進展することが期待される。また、平成8年1月より、企業が公募社債を発行する際の適債基準等を撤廃する。公開により資本市場から資金調達することを目指すベンチャー企業等においては、投資家に対してリスク要因も含めた経営内容・財務状況を分かりやすく開示する必要があり、このためできる限り早い段階から企業会計の重要性を認識し、その整備に努めることが必要である。

(4) 民間金融機関による円滑な資金供給

銀行等民間金融機関は、企業への融資に当たっては、事業内容、成長力等を的確に把握すべく引き続き事業審査能力の向上を図るとともに、知的財産権を担保とした融資に取り組む等、適切な対応を行うことが求められている。

3. 創造的中小企業に対する支援等

我が国産業の革新的な展開を通じて産業構造の変革を図るためには、経済環境の変化に即応した新規開業や、新製品・新サービスの開発、生産工程や流通方式の改善等の技術開発とその成果の事業化といった創造的企業活動・事業革新が求められるが、特にその担い手として、企業家精神に富み、迅速かつ柔軟な対応の利く中小企業への期待が大きい。このため、事業革新法の活用を通じた企業の事業革新の円滑化を支援するとともに、個々の意欲ある中小企業や創業者等に対する支援の充実を図る観点から、中小企業創造活動促進法、中小企業新分野進出等円滑化法等の活用により、以下の施策を講じる必要がある。

(1) 中小企業の新分野進出、新製品・新サービスの開発や経営基盤の強化、さらに創業者や創業前の個人に対する経営資源の補完等のため、研究開発等事業による技術革新、情報化、人材の確保・育成等に対する支援を行う。

- (2) 中小企業の情報ネットワークの構築、企業連携、融合化等異業種間の技術交流、公的機関による技術指導・情報提供等の施策を推進するとともに、企業集積の再構築に対する支援を行う。
- (3) 中小企業の海外展開、海外製品の取扱等積極的な国際的事業活動の推進のため、事業展開に係るアドバイス、輸入関連情報等の提供等の支援を行う。
- (4) 流通構造の変化に対応した中小卸売業者の物流効率化、共同化、情報化等を促進するとともに、中小卸売業者が行う商業基盤施設の整備、情報化への対応、ソフト事業の推進、国際化への取組、事業の共同化等の事業の革新を支援する。

4. 人材の育成、科学技術の創造及び情報通信の高度化による発展基盤の確立

- (1) 新たな産業のフロンティアを開拓するため、能力開花型社会の構築により、創造性に富み、かつ企業家精神にあふれた人材の育成を図る。
- (2) 新規産業を創出するため、独創的な研究開発の推進を通じ、科学技術の創造を進める。
- (3) 今後の新規産業や雇用の創出等において中心的役割を担うことが期待される情報通信の高度化を積極的に推進する。

5. 今後成長が期待される分野

以上の施策は、企業の自由な創意工夫を引き出すことによって、新規事業を創出するものである。今後、高い成長が期待できる分野（いわゆる「成長期待分野」）としては、

- ① 高度情報化の進展による情報通信関連（例えば、コンピュータ等の情報通信機器、移動体通信等の高度通信）
- ② 多様化する企業ニーズを充足させるための企業活動支援関連（例えば、リース、広告）
- ③ 労働の質の向上等のための人材関連（例えば、専修学校、社員教育サービス）
- ④ 少子・高齢化の進展等に対応した医療保健・福祉関連（例えば、在宅医療関連、福祉用具）
- ⑤ 所得水準の向上や自由時間の拡大等を背景とした余暇・生活関連（例えば、旅行、文化・芸術鑑賞、外食）
- ⑥ 高度化・多様化する居住ニーズに対応するための良質な住宅関連（例えば、高

齢者住宅、住宅リフォーム）

- ⑦ 地球環境問題の顕在化等に伴う環境関連（例えば、廃棄物処理、公害防止装置、低公害車）等が考えられる。

第3節 雇用の創出と労働市場の整備

規制緩和の進展等を背景に産業構造が変化する過程において、労働力需給のミスマッチによる失業問題が発生するおそれがある。こうした中で雇用の安定を図ることは、国民生活の安定の実現に向けての最大の課題である。

この課題の達成のためには、新たな雇用を創出するとともに、産業間・企業間の円滑な労働移動を可能とする参入しやすく転出しやすい労働市場を整備していくことが必要である。

1. 雇用の創出

雇用の創出のためには、これまで述べたような新規事業の展開や既存産業の事業革新等の支援を通じ、経済の活性化を図っていく必要がある。

特に意欲ある中小企業や創業者に対して雇用機会の創出のための環境整備を行っていくことが重要であるため、魅力ある職場作り、出向や雇入れを通じた新分野展開等を担う人材の確保に対する支援策を講じていく。

こうしたことにより、今後の成長期待分野等における新たな雇用機会の創出を図っていくこととする。

2. 参入しやすく転出しやすい労働市場の整備

(1) 労働力需給調整機能の強化等

産業間・企業間の労働移動を円滑に行うため、国及び事業主団体等の民間部門の連携の下に雇用情報等を迅速・的確に提供するネットワークも含めた情報提供機能、転職に必要な知識の修得等のコンサルティング機能の強化を図る。

また、有料職業紹介事業について、取扱職業の範囲及び紹介手数料のあり方に関して、平成7年中に検討を開始する。労働者派遣事業の適用対象業務の範囲について、中央職業安定審議会の審議を踏まえ、見直しを進め、平成7年中に検討結果を取りまとめる。

さらに産業間・企業間の労働移動に伴う失業をできるだけ回避するには、企業において再就職のあっせん等失業なき労働移動に向けた積極的対応が行われることが望ましい。このため、業種雇用安定法の機動的な運用を図るとともに、転職とともに増加すると考えられる系列外企業への出向を円滑に行うため、出向支援機能の強化を図る。

あわせて、勤労者の持つ技能・知識を具体的に評価・診断する方法の整備を進めることとする。

(2) 労働移動に関して非中立的な制度の見直しの検討

参入しやすく転出しやすい労働市場の整備に当たっては、転職によって経済的に不利にならないようにするという観点から、労働移動に関して非中立的な諸制度について検討する。具体的には、適格退職年金における年間間のポータビリティの確保、退職一時金の算定基礎・支給率の見直し、勤続年数を資格要件とする福利厚生制度の見直しなどの問題について広く関係者において検討する必要がある。

3. 中高年ホワイトカラー、新卒者・若年者に対する支援

事業の再構築等によって雇用調整が向けられる可能性が高い中高年ホワイトカラーが、高度で専門的な能力を習得できるよう、ビジネス・キャリア制度の拡充や教育訓練の充実を図るとともに、機動的な出向等のあっせん等により、失業なき労働移動を支援する。

また、新卒者等若年者の雇用をめぐる不安感を払拭するため、職業紹介や情報提供等に関する積極的な支援策を講じつつ、採用選考期間を年に複数回設けることや、未就職卒業者やいわゆる第2新卒者にも広く応募の機会を与えること等について社会的な議論を深め、併せて職業に関する体験機会の提供等の対策を推進する。

第4節 健全で活力ある金融システムの構築

健全で活力ある金融システムを構築することは、安定した取引基盤を提供するとともに、今後の発展分野を含め、必要な分野に円滑に資金を供給することを通じ、我が国が新たな経済社会のフロンティアを切り拓いていく上で、不可欠の前提条件を成すものである。このため、金融システムの安定性確保に努めると同時に、金融の自由化・国際化を進め、金融機関等の創意工夫を十分引き出し得るような環境を作っていく。

1. 金融機関等の経営の健全性確保

(1) 金融システムの安定性を確保するためには、金融機関等の経営の健全性を確保していくことが重要であり、このため金融機関等による不良債権の早期処理を促進する。不良債権の処理に当たっては、信用秩序の維持や預金者保護に配慮しつつ、金融機関等による不良債権の早期処理に向けた厳しく真剣な取組努力を通じ、おおむね5年以内のできるだけ早期に積極的な処理を進め、問題解決の目処をつける。その際、単なる帳簿上の処理にとどまらず、不良債権の担保となっている不動産の流動化の促進を図る。また、これと同時に、個々の金融機関等においては、最大限の合理化努力を行い、自己資本の充実を進めるなど体質の強化を図るとともに、自己責任原則の下に自らのリスク管理能力を高めることが求められる。

(2) 金融機関等の経営の健全性のチェックに当たっては、市場の自律機能を活用していくことが重要であり、このため金融機関等が経営内容のディスクロージャーを一層充実させつつ、預金者、株主、債権者といった市場参加者が、市場を通じて発せられる様々な形のシグナルに着目し、これを活用していくことが求められる。

2. 金融システムの安定化を図るための制度的対応

金融システムの安定化を図るための対応として、検査・モニタリング体制の強化を図るとともに、自己資本比率規制等の健全性諸比率基準の活用等を図るなどより透明なものとしていく。また、多角的な視点からの幅広い国民的議論を踏まえつつ、金融機関等の経営の健全性を確保するため、例えば自己資本の充実度等の一定の基準に基づき、早期に経営を是正するための措置等を導入すること、及び金融機関等の経営破綻が生じる場合に備え、その影響が金融システム全体に波及することを防止し、預金者を保護するため、預金保険を拡充すること等について検討を行い、所要の措置を講じるなど、積極的に対応していく。

3. 金融自由化・国際化の推進

(1) 金融の自由化・国際化を推進し、金融・資本市場における有効かつ適切な競争を促進するとともに、資金調達・運用手段の多様化を進め、市場のより一層の効率化・活性化を図る。

(2) 金融の自由化・国際化の進展に応じて、金融機関等には、金融商品・サービスの内容に関して客観的かつ正確な情報を分かりやすく提供していくことが求められる。